

竹原市主催イベント等の開催の対応基準の変更について

〔 令和 2 年 9 月 1 8 日
新型コロナウイルス感染症対策本部会議 〕

1 趣 旨

広島県では、令和2年9月15日に「新型コロナウイルス感染症防止のための広島県の対処方針」が改正されたため、「竹原市主催イベント等の開催の対応基準」を変更します。

市以外の主催者団体におかれましても、参考にしていただくようお願いいたします。

2 市主催イベント等開催の対応基準（適用期間：令和2年9月19日～11月30日まで）

イベントの開催については、業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを順守することや後記「感染拡大防止対策」を講じることを前提に、次の「参加人数」を目安として、イベントを開催することができます。

(1) 参加人数

次の人数上限及び収容率要件による人数のいずれか少ない方を限度とする。

人数上限	収容率要件	
1 収容定員 10,000 人を超える場合 ⇒収容定員の 50%	大声での歓声・声援等が想定されないもの クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典、展示会等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、講演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント
2 収容定員 10,000 人以下の場合 ⇒5,000 人	100%以内 (席がない場合は、最低限、人と人が接触しない間隔を空ける)	50%以内 (席がない場合は、十分な人と人との間隔(1m)を空ける)

(2) 祭りなどの行事の開催について

祭り、花火大会、野外フェスティバルなどについては、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討・判断する。

イベントを開催する場合は、十分な人と人との間隔(1m)を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。

(3) 感染拡大防止対策

消毒の徹底等	出入口、トイレでの手指消毒、施設内のこまめな消毒、手洗い励行など
マスク着用の担保	マスクを持参していない人がいた場合は主催者側で配付など
有症状者の出演、入場などを確実に防止	検温の実施、入場を断った際の料金払い戻し措置の規定、有症状の出演者などは、出演・練習を控えるなど
参加者の把握	事前予約時又は入場時の参加者連絡先の把握、接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」の積極的活用など
大声を出さないことの担保	大声を出す人がいた場合、個別に注意ができるようにする。スポーツイベントでは、鳴り物の使用を禁止し、個別に注意ができるようにするなど
3密の回避	こまめな換気、入退場や休憩時間のロビー・トイレなどでの密集回避(時間差入退場、人員の配置、導線の確保など)、休憩時間中やイベント前後の食事などでの感染防止の徹底など
演者と観客間の接触・飛沫感染リスクの排除	演者、選手などと観客がイベント前後や休憩時間などに接触しないよう確実な措置を講じる。演者が歌唱などを行う場合には、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)など
交通機関、イベント後の打ち上げなどにおける3密の回避	イベント前後の公共交通機関、飲食店などでの密集を回避するため、交通機関、飲食店などの分散利用について注意喚起など